

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第112号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年5月25日 15時40分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港玉島乙島防波堤灯台から真方位116° 1,500m付近 （概位 北緯34° 31.0′ 東経133° 42.3′）
事故等調査の経過	平成25年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{たかしま} 高嶋、199トン
船舶番号、船舶所有者等	133548、有限会社橋村海運
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 岸壁 コンクリートが欠損（長さ約100cm×幅約25cm）
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、空船で水島港JFEスチール西日本製鉄所の2つの全天候岸壁の間にある岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けの着岸作業中、船首及び船尾から本件岸壁に係留索を取り、たるみを取っているとき、左舷側から強い風を受けて船尾が本件岸壁から離れるとともに、船首が左方に振られ、平成25年5月25日15時40分ごろ左舷船首部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船は、本件岸壁に着岸後、本件岸壁北側の全天候岸壁にシフトする予定であった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、水島港の本件岸壁に左舷着けの着岸作業中、左舷からの風に船尾が圧流されたことから、船首が左方に振られて本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、水島港の本件岸壁に左舷着けの着岸作業中、左舷からの風に船尾が圧流されたため、船首が左方に振られて本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 着岸作業中、岸壁に取った係留索は速やかにたるみを取り、船体の危険な移動を防止すること。
-----------	---